

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男

（公 印 省 略）

令和 3 年度に実施する特定共同指導等について

令和 3 年度における特定共同指導及び共同指導が下記対象都府県において、別紙日程にて実施される予定となりましたので、ご連絡申し上げます。

令和 3 年度の指導、監査等につきましては、令和 3 年 1 月 20 日付け（保 322）にて保険担当理事名でご連絡してありますように、厚生労働省当局とは、各地域の感染症状や医療機関の状況等に十分配慮するよう、実施に当たっては、都道府県医師会と厚生局で調整し、合意した上で対応し、計画が達成できなくてもやむを得ないとの認識で一致しております。

指導は数値目標を設定して、件数を消化するものではなく、適正な保険請求を促す教育的なものであり、このような状況下において強制的に実施すべきものでは決してありません。

特定共同指導、共同指導につきましても、地域の実情を十分考慮し、あくまでも合意を得た上で実施することが大前提でありますので、令和 2 年度と同様に、予め計画しますが、その都度、感染状況等を検討した上で、実施の可否を決める予定であります。

記

1. 特定共同指導（12 都府県）

宮城県、山形県、福島県、茨城県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、三重県、大阪府、岡山県、佐賀県

2. 共同指導（4 県）

青森県、和歌山県、島根県、香川県

(添付資料)

1. 令和3年度に実施する特定共同指導等について

(令和3年3月3日 保発 0303 第7号 厚生労働省保険局長)

2. 令和3年度に実施する特定共同指導等に係る立会いについて

(令和3年3月3日 保医発 0303 第1号 厚生労働省保険局医療課長)

保発0303第7号
令和3年3月3日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

令和3年度に実施する特定共同指導等について

標記の対象となる都道府県については、下記のとおりとしたので
通知します。

実施に当たっては、御協力方よろしく申し上げます。

記

1 特定共同指導(12)

宮城県 山形県 福島県 茨城県 東京都 新潟県 長野県
岐阜県 三重県 大阪府 岡山県 佐賀県

2 共同指導(4)

青森県 和歌山県 島根県 香川県

保医発0303第1号
令和3年3月3日

日本医師会長 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

令和3年度に実施する特定共同指導等に係る立会いについて

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度における特定共同指導等については、「令和3年度に実施する特定共同指導等について」（令和3年3月3日付け保発0303第7号厚生労働省保険局長通知）をもって貴職あて通知されたところですが、日程については別紙のとおり実施することとしました。

つきましては、この特定共同指導等の立会人として貴会役員の派遣方よろしくお願い申し上げます。

また、特定共同指導等の対象となる保険医療機関の名称については、指導実施日のおおむね1か月前にお知らせすることとしていますので申し添えいたします。

(別紙)

令和3年度 特定共同指導等の日程表 (医科)

1. 特定共同指導

都道府県名	実 施 年 月 日	実施期間	対象保険 医療機関数
宮城県	令和3年 5月13日～14日	2日間	1
山形県	令和3年9月30日～10月1日	2日間	1
福島県	令和3年11月18日～19日	2日間	1
茨城県	令和3年 6月10日～11日	2日間	1
東京都	令和3年12月 2日～ 3日	2日間	1
新潟県	令和3年 8月19日～20日	2日間	1
長野県	令和3年 9月16日～17日	2日間	1
岐阜県	令和4年 1月13日～14日	2日間	1
三重県	令和3年 6月24日～25日	2日間	1
大阪府	令和3年8月31日～9月1日	2日間	1
岡山県	令和3年 5月27日～28日	2日間	1
佐賀県	令和3年12月16日～17日	2日間	1
計			12

2. 共同指導

都道府県名	実 施 年 月 日	実施期間	対象保険 医療機関数
青森県	令和3年 7月20日	1日間	1
和歌山県	令和3年11月 5日	1日間	1
島根県	令和3年10月15日	1日間	1
香川県	令和3年 7月 8日	1日間	1
計			4